

令和6年度 児童館（指定管理者）監査の結果に係る措置状況
について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第
14項の規定に基づき、令和6年度児童館（指定管理者）監査の
結果に係る措置状況報告を別紙のとおり公表する。

令和7年5月30日

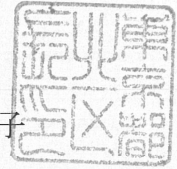
東京都北区監査委員	佐藤明充
同	西村泰信
同	坂口勝也
同	坂場まさたけ

7北子わ第1035号
令和7年4月25日

北 区 監 査 委 員 殿

東京都北区長

山 田 加 奈 子



令和6年度児童館（指定管理館）監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和7年2月28日付け6北監第1756-2号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 指摘事項

北区は、ライクキッズ株式会社を指定管理者とし、令和4年度から豊島東児童館の管理業務を行っている。

ライクキッズ株式会社（以下、「指定管理者」という。）からの令和4年度決算報告書によれば、管理経費のうち人件費の予算額と決算額の差は、表のとおり、8,295,431円であった。

「東京都北区立豊島東児童館の管理に関する協定書」（以下、「基本協定」という。）によれば、管理経費のうち、人件費の予算額と決算額の差額が発生した場合、その相当額を年度協定で定める方法により区に還元することとなっている（基本協定第30条、同条第2項）。

年度協定を確認したところ、還元方法は、区と指定管理者で協議の上、

- （1）施設の安全性及び快適性につながる修繕及び工事
- （2）施設利用者の要望を踏まえた備品の更新
- （3）還付

の中から選択し決定することとしている（年度協定第3条）。

これらの規定に基づき、指定管理者は、区と協議の上、令和5年度に、館内照明のLED化工事2,760,000円、多目的室の畳の張替え397,100円等を行い、その残額を区に還付した。

しかしながら、基本協定では、管理施設の改造、増築及び1件につき30万以上の維持修繕については、区の費用と責任において実施するものと



なっている（基本協定第13条、同条第2項）。

基本協定、年度協定の取り決め相互で、矛盾または齟齬が生じた場合は、基本協定が優先する（基本協定第11条第2項）とされており、基本協定で定める区と指定管理者の役割分担によらずに、館内照明のLED化工事及び畳の張替えを指定管理者に行わせたことは、適正でない。

なお、指定管理者からの令和5年度決算報告書においても、管理経費のうち人件費の差額は表のとおり4,996,735円と多額に上っており、今後の予算額の見積もりを適切に行われたい。

（単位：円）

管理経費					
	人件費		予算額	決算額	残額
		令和4年度	29,748,000	21,452,569	8,295,431
		令和5年度	27,224,000	22,227,265	4,996,735

（子どもわくわく課）

措置内容

人件費の還元方法については、年度協定第3条にて規定しているところですが、工事については、管理施設の改造にあたるため、年度協定の整備を行い、人件費の還元方法の選択にあった工事を除外し対応しました。今後は、区の費用と責任において実施し、適正な処理を行ってまいります。

また、基本協定第30条にて規定している人件費の還元における修繕については、北区と指定管理者間で、基本協定第13条第2項で定める維持修繕とは別とし、基本協定第13条第2項の適用は受けないという解釈を明確にし、指定管理料の精算を円滑に実施するため、基本協定及び年度協定の整備を行い対応しました。今後は基本協定及び年度協定に基づき適正な処理を行ってまいります。

管理経費のうち人件費については、前年度実績を検証のうえ、精度を高めた見積もりを行い、適正な予算計上に努めてまいります。